

【別紙】主な意見と東京都の見解

番号	意見の概要	都の考え方
【届出制について】		
1	現時点の検討内容では、居住環境保護の観点から住民の不安を払拭できておらず、本案のうち「住居専用地域」における届出制に反対である。行政の裁量が留保される登録制が適切である。	<p>プロジェクションマッピングを表示する場合は、景観、周辺環境等に配慮しなければならないこととしています。</p> <p>なお、今回の改正により、公益イベントで一定の条件を満たすものは、手続簡素化のため、許可や登録によらず届出でできることとしています。</p>
【苦情対応・時間規制について】		
2	「住居専用地域」における広告物については、苦情対応義務を責務として定めるべきである。事前規制のみで、広告期間中や事後の責務が加重されていない。	<p>広告主には、屋外広告物条例の規定を遵守するとともに、表示を委託した屋外広告業者等に、条例の規定を遵守させるために必要な措置を講じる責務があり、屋外広告業者等にも、広告主と連携し、条例の規定を遵守する責務があります（条例第5条）。</p>
3	広告主の広告への苦情が生じた場合、次回以降の届出の効力が生じないよう予め「届出の資格」を丁寧に定めるべきである。具体的には届出書類には過去に苦情が生じた件数やその対応についての申告を記載する欄を設け、虚偽の届出には罰則を設けるべきである。	<p>また、条例に違反する広告物等は、表示の停止等の行政措置命令及び罰則の対象となる場合があります。（条例第32条・第68条）</p> <p>個別の苦情については、実施者が申出者と話し合いを行うなど、自主的に解決を図ることが望ましいものと考えます。また、都及び区市町においては、屋外広告物に関する相談等への対応を行っています。</p>
4	「住居専用地域」以外の地域においても、東京都が苦情処理窓口を開設し、区とも連携し、随時プロジェクションマッピングの苦情を都民から受付、迅速かつ適切な行政指導を実施すべきである。	<p>なお、広告の表示内容等の誘導基準等について、別に指針等を定めることとしています。その中で、表示時間に関する事など、景観、周辺環境への配慮事項等についても示す予定です。</p>
5	「住居専用地域」におけるプロジェクションマッピングについては、児童や市民の安寧な睡眠を確保するため夜9時以降の投影を禁止するべきである。	
【上乗せ規制・横出し規制について】		
6	プロジェクションマッピングの規制については各特別区等で独自の上乗せ規制・横出し規制が実施できることを明記周知すべきである。	<p>都内（八王子市を除く。）では、都が屋外広告物条例・規則で定めた規格等に基づき、区市町が許可等を行うなど、適切な役割分担により屋外広告物に関する事務を行っています。</p>